

特別区民税・都民税申告書(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用)の手引き (令和5年度まで)

●この申告書の提出が必要な方

所得税及び復興特別所得税(以下「所得税」といいます。)の確定申告で申告された上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等(特別区民税・都民税(以下「住民税」といいます。)の納税通知書が送達される日までに申告されたものに限ります。)について、住民税において一部を申告不要とする、又は所得税とは異なる課税方式を選択される方

*「特別区民税・都民税(住民税)申告書」と一緒に、住民税の納税通知書が送達される日までに提出してください。なお、提出書類が不足していると課税方式の選択ができない場合がありますのでご注意ください。

*下記「●この申告書の提出が不要な方」の申告を併せて行った場合、特別区民税・都民税申告書(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用)の申告内容を優先して計算いたします。

●この申告書の提出が不要な方

所得税の確定申告で申告された上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の全てを住民税において申告不要とするため、確定申告書第二表の特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部を申告不要とする旨の選択欄に○を記入している方

*申告内容の確認のため、下記「1 提出する書類」に記載されている書類のご提出をお願いする場合があります。

*上記の方は原則として住民税での申告は不要ですが、住民税における総所得金額等が200万円を下回る方は、医療費明細書を添付のうえ、特別区民税・都民税(住民税)申告書(下記「1 提出する書類」の(1))に医療費の支払額・保険金等で補填される額を記入してご提出いただくことにより、医療費控除額の再計算が可能です。

1 提出する書類

(1) 特別区民税・都民税(住民税)申告書

「住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、個人番号」欄のみ記入してください。

(2) 本人確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による本人確認のため、次のいずれかの書類の提示又は写しの添付をお願いします。

①申告者本人の個人番号カード(マイナンバーカード)

②申告者本人の個人番号通知カード(記載された氏名・住所等が住民票記載内容と一致しているもの)及び運転免許証等の写真つき本人確認書類

(3) 課税方式の選択に係る書類

ア 既に所得税の確定申告書を税務署に提出している方

特別区民税・都民税申告書(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用)

確定申告書の控えの写し

- 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等に関する書類（※）の写し
- 医療費明細書（医療費を申告する場合のみ。確定申告添付書類の写しでも可。）

イ まだ所得税の確定申告書を税務署に提出していない方で今後提出する方

- 特別区民税・都民税申告書(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用)
- 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等に関する書類（※）の写し
- 医療費明細書（医療費を申告する場合のみ。）

※特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書等（原本を確定申告に添付済みで、写しの用意ができない場合は提出不要ですが、確定申告に添付している旨を特別区民税・都民税申告書（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用）の余白に記入してください。）

2 特別区民税・都民税申告書(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用)の項目説明

「1 特定口座(源泉徴収有)についての課税方式の選択」について

・「証券会社等の名称」欄

特定口座年間取引報告書を発行する金融商品取引業者等の名称を記入してください。

・「譲渡所得(損失)等の金額」欄

特定口座内の上場株式等の譲渡所得等の金額を記入してください。特定口座内で譲渡損失がある場合で配当所得等と損益通算されている場合には、損益通算する前の損失額を記入してください。

・「配当所得等の金額」欄

特定口座内の上場株式等の配当所得等の金額を記入してください。特定口座内で譲渡損失と損益通算されている場合には、損益通算する前の配当所得等の金額を記入してください。

・「源泉徴収(特別徴収)された住民税の額」欄

特定口座内で源泉徴収(特別徴収)された住民税の合計額及びその内訳の譲渡所得割、配当割の金額を記入してください。詳細は次頁の図「源泉徴収(特別徴収)された住民税(譲渡所得割・配当割)の額の記入方法」を参照してください。

・「配当所得等の確定申告における課税方式」欄

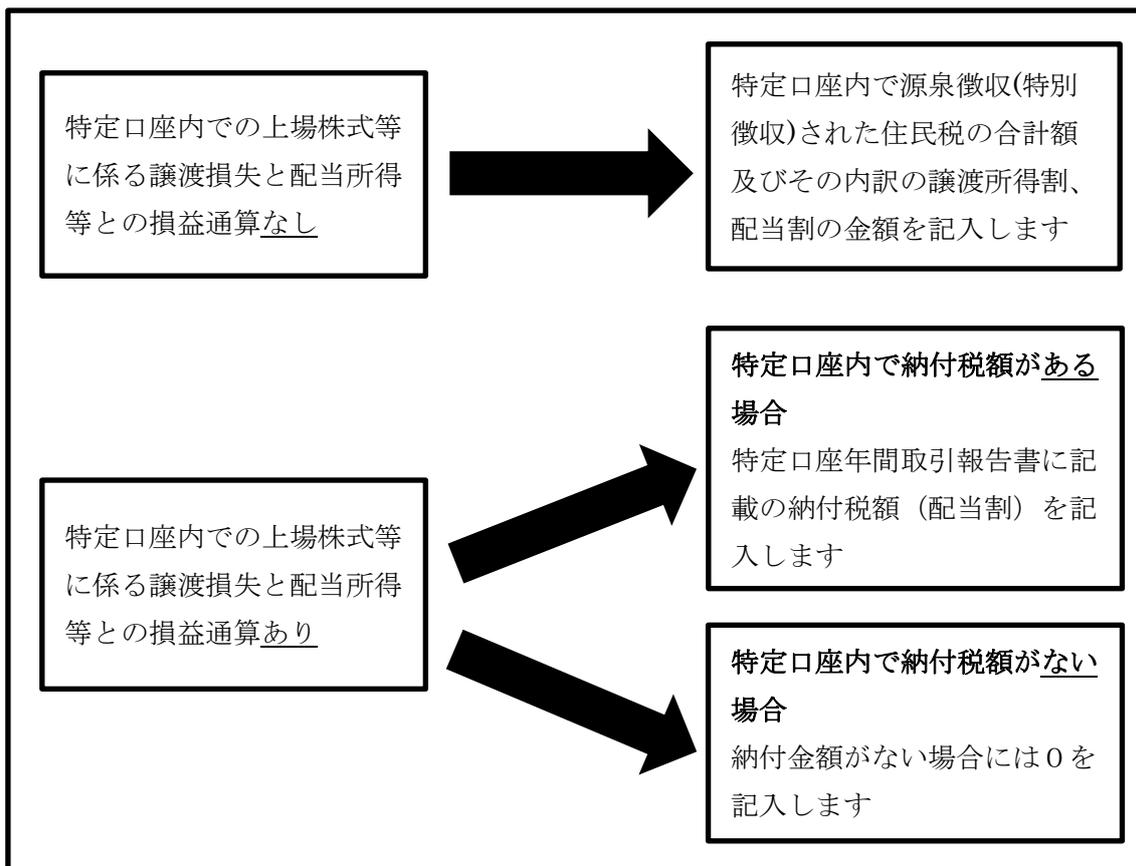
確定申告で申告した上場株式等の配当所得等について、所得税での課税方式にチェックしてください。

・「特別区民税・都民税の課税方式」欄

特定口座(源泉徴収有)内の上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、住民税で希望される課税方式にチェックしてください

なお、特定口座(源泉徴収有)内に譲渡所得等と配当所得等の両方がある場合(譲渡損失がある場合は除く)には、それぞれの所得ごとに課税方式の選択を行うこともできます。各所得で選択する課税方式が異なる場合には、この欄にチェックはつけず、欄外の余白にその旨を記入してください。

<源泉徴収（特別徴収）された住民税（譲渡所得割・配当割）の額の記入方法>



「2 特定口座以外の配当等についての課税方式の選択」について

- ・「支払者等の名称」欄
配当所得等の支払いをした会社の名称を記入してください。
- ・「1回に支払いを受けるべき配当所得等の金額」欄
1回に支払いを受けるべき配当所得等の金額を記入してください。
- ・「源泉徴収(特別徴収)された住民税の額(配当割)」欄
源泉徴収(特別徴収)された住民税(配当割)の金額を記入してください。
- ・「確定申告における課税方式」欄
確定申告で申告した特定口座以外の配当所得等について、所得税での課税方式にチェックしてください。
- ・「特別区民税・都民税の課税方式」欄
特定口座以外の配当所得等について、住民税で希望される課税方式にチェックをしてください。

「3 確定申告で医療費控除を申告している方」について

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等を住民税で申告不要とすることで、住民税における総所得金額等が変更となり、医療費控除額も変動する場合があります。しかし、所得税の確定申告書には医療費の支払額や保険等で補填される金額の記入欄がないため、この欄に記入してください。

なお、この申告書で医療費をあらためて申告される場合には、医療費明細書を添付していただく必要があります。所得税の確定申告の際に明細書を作成されている方は、その写しでも構いません。

3 留意事項

- (1) 住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合、住民税の納税通知書が送達される日までに書類を提出してください。記入方法の詳細については別紙「記入例 1」及び「記入例 2」をご確認ください。
- (2) 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税 15.315%と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです。これらの所得について、特定口座ごとに申告するか申告不要とするかを選択できます。ただし、配当所得等について申告する場合にはその全部について、総合課税又は申告分離課税のどちらかを選択しなければなりません（一部を総合課税、一部を申告分離課税といった選択は出来ません。）。なお、配当所得等のうち、利子所得に該当するものは総合課税を選択できません。
- (3) 特定口座以外の配当所得等については、1回に支払いを受けるべき配当所得等の金額ごとに課税方式を選択できますが、数が多い場合には支払いをした会社ごとにまとめて記入することもできます。
- (4) 申告書 1 枚で記入欄が足りない場合には、必要な枚数を印刷してご利用ください。提出する際には記入した申告書はすべて提出してください。
- (5) 特定口座（源泉徴収有）において、譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。
- (6) 記載事項に誤り・漏れなどがあり、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等と判断できない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- (7) 住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除は受けられません。

お問合せ先

〒153-8574

東京都目黒区上目黒2-19-15

目黒区 区民生活部 税務課

03(5722)9820~9825